

船舶インシデント調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年5月3日 07時30分ごろ
発生場所	長崎県西海市大島西方沖 御床島灯台から真方位035° 3.4海里付近 （概位 北緯33° 03.4′ 東経129° 34.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート幸丸は、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年5月12日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 幸丸、1.0トン 292-39121長崎、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力44.10kW、回転数毎分5,800、3気筒、ボア72.5mm、平成6年12月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、大島西方沖に到着後、船外機をアイドリング状態として漂流しながら釣りを開始したところ、突然船外機が停止した。</p> <p>船長は、帰航する際に始動すれば問題ないと思い釣りを続けた後、帰航しようと船外機の始動を試みたものの始動できず、運航不能と判断して118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によりえい航されて西海市太田尾漁港に入港した。</p> <p>船長は、後日、本船の点検等を行った修理業者から、燃料油こし器と船外機との間の燃料油ホースに異物が詰まって、船外機に燃料が供給されていなかったことの説明、及び詰まった異物について、燃料油ホースの接続部に使用されたシール材が経年劣化して剥がれ落ちたものではないかとの説明を受けた。</p> <p>船長は、本インシデント発生の約5年前に本船を中古で購入した際、船外機の新替えを行っていたが、燃料油系統の交換を行っていなかった。</p> <p>船長は、年に数回しか本船を使用しておらず、本インシデント発生当日、出航前に燃料油系統の点検を行っていなかった。</p>

分析	<p>本船は、アイドリング状態で漂流中、燃料油ホースの接続部分に使用されたシール材が劣化して剥がれ落ち、燃料油ホース内に異物として詰まったことから、燃料油の供給が阻害され、船外機が運転できなくなったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、アイドリング状態で漂流中、燃料油ホースの接続部分に使用されたシール材が劣化して剥がれ落ち、燃料油ホース内に異物として詰まったため、燃料油の供給が阻害され、船外機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、燃料油系統の点検時には燃料油ホースの接続部も点検し、劣化した箇所が見付かった場合は交換すること。